議案第2号

我孫子市税条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年6月3日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い条文を整備するとともに、市民税等の減免の申 請期限を納期限前7日までから納期限までに改めるため提案するものです。

我孫子市税条例の一部を改正する条例

我孫子市税条例(昭和30年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後

(職権による換価の猶予の手続等) 第10条 略

- 2 略
- 3 法第15条の5の2第1項及び第 2項の条例で定める書類は、次に掲 げる書類とする。
 - (1) **前条第2項第2号**から第4号 までに掲げる書類
 - (2)及び(3) 略

(寄附金税額控除)

改正前

(職権による換価の猶予の手続等) 第10条 略

- 2 略
- 3 法第15条の5の2第1項及び第 2項の条例で定める書類は、次に掲 げる書類とする。
 - (1) **第9条第2項第2号**から第4 号までに掲げる書類
 - (2)及び(3) 略

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、 前年中に法第314条の7第1項第1 号及に掲げる寄出した場合に掲げる寄出した場合を支出が表別で表別で表別で表別である。 次にはずるをするが規定をある。 にはずいのでは、するのでは、するのでは、はずのでは、はずのでは、はずのでは、はずのでは、はずのでは、はずのでは、はないのでは、はないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのででは、ないのでは、ないでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないでは、ないではないのでは、ないのではないのではない この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 略
- (2) 所得税法第78条第3項に規定 する特定公益信託の信託財産とす るために支出した金銭であつて、 同項の規定により特定寄附金とみ なされるもの
- (3) 略
- 2 略

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に 掲げる者は、3月15日までに施行規 則第5号の4様式(別表)による申 告書を市長に提出しなければなら ない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支 払報告書又は公的年金等支払報告 書を提出する義務がある者から1 月1日現在において給与又は公的 年金等の支払を受けている者で前 年中において給与所得以外の所得 又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかつたもの(公的年金 等に係る所得以外の所得を有しな かつた者で社会保険料控除額(令第 48条の9の7に規定するものを除

おいて、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、 当該所得割の額に相当する金額と する。

(1) 略

(2) 略

2 略

(市民税の申告)

|第36条の2 第23条第1項第1号に 掲げる者は、3月15日までに施行規 則第5号の4様式(別表)による申 告書を市長に提出しなければなら ない。ただし、法第317条の6第1 項又は第4項の規定により給与支 払報告書又は公的年金等支払報告 書を提出する義務がある者から1 月1日現在において給与又は公的 年金等の支払を受けている者で前 年中において給与所得以外の所得 又は公的年金等に係る所得以外の 所得を有しなかつたもの(公的年金 等に係る所得以外の所得を有しな かつた者で社会保険料控除額(令第 48条の9の7に規定するものを除

く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額(所得割の納税義務者(前 年の合計所得金額が900万円以下で あるものに限る。)の法第314条の 2第1項第10号の2に規定する自 己と生計を一にする配偶者(前年の 合計所得金額が95万円以下である ものに限る。)で控除対象配偶者に 該当しないものに係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除又 はこれらと併せて雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313 条第8項に規定する純損失の金額 の控除、同条第9項に規定する純損 失若しくは雑損失の金額の控除若 しくは第34条の7第1項(**同項第3** 号に掲げる寄附金(特定非営利活動 促進法第2条第3項に規定する認 定特定非営利活動法人及び同条第 4項に規定する特例認定特定非営 利活動法人に対するものを除く。第 6項において同じ。)に係る部分を 除く。)及び第2項の規定により控 除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。)の 控除を受けようとするものを除く。

く。)、小規模企業共済等掛金控除 額、生命保険料控除額、地震保険料 控除額、勤労学生控除額、配偶者特 別控除額(所得割の納税義務者(前 年の合計所得金額が900万円以下で あるものに限る。)の法第314条の 2第1項第10号の2に規定する自 己と生計を一にする配偶者(前年の 合計所得金額が95万円以下である ものに限る。)で控除対象配偶者に 該当しないものに係るものを除 く。) 若しくは法第314条の2第4 項に規定する扶養控除額の控除又 はこれらと併せて雑損控除額若し くは医療費控除額の控除、法第313 条第8項に規定する純損失の金額 の控除、同条第9項に規定する純損 失若しくは雑損失の金額の控除若 しくは第34条の7第1項(同項第2 号に掲げる寄附金(特定非営利活動 促進法第2条第3項に規定する認 定特定非営利活動法人及び同条第 4項に規定する特例認定特定非営 利活動法人に対するものを除く。第 6項において同じ。)に係る部分を 除く。)及び第2項の規定により控 除すべき金額(以下この条において 「寄附金税額控除額」という。)の 控除を受けようとするものを除く。

以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかつた者」とい う。)及び第24条第2項に規定する 者(施行規則第2条の2第1項の表 の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

- 2から5まで
- 6 第23条第1項第1号に掲げる者 は、第34条の7第1項(同項第3号 に掲げる寄附金に係る部分に限 る。)の規定により控除すべき金額 の控除を受けようとする場合には、 3月15日までに、施行規則第5号の | 5の3様式による申告書を市長に 提出しなければならない。
- 7から10まで 略 (市民税の減免)
- 第51条 市長は、次の各号のいずれか 第51条 市長は、次の各号のいずれか に該当する者のうち市長において 必要があると認めるものに対し、市 民税を減免する。
 - (1)から(5)まで 略
 - (6) 地方自治法**(昭和22年法律第6** 7号) 第260条の2第1項の認可を 受けた地縁による団体
 - (7) 政党交付金の交付を受ける政 党等に対する法人格の付与に関す る法律(平成6年法律第106号)第 <u>7条の2第1項</u>に規定する<u>法人で</u>

以下この条において「給与所得等以 外の所得を有しなかつた者」とい う。)及び第24条第2項に規定する 者(施行規則第2条の2第1項の表 の上欄の(2)に掲げる者を除く。) については、この限りでない。

- 2から5まで 略
- 6 第23条第1項第1号に掲げる者 は、第34条の7第1項(同項第2号 に掲げる寄附金に係る部分に限 る。)の規定により控除すべき金額 の控除を受けようとする場合には、 3月15日までに、施行規則第5号の 5の3様式による申告書を市長に 提出しなければならない。
- 7から10まで 略 (市民税の減免)
- に該当する者のうち市長において 必要があると認めるものに対し、市 民税を減免する。
 - (1)から(5)まで 略
 - (6) 地方自治法第260条の2第1 項の認可を受けた地縁による団体
 - (7) 政党交付金の交付を受ける政 党等に対する法人格の付与に関す る法律**第8条**に規定する**法人であ** る政党又は政治団体

ある政党等

- (8) 特定非営利活動促進法第2条 第2項に規定する特定非営利活動 法人
- (9) 略
- 2 前項の規定により市民税の減免 を受けようとする者は、**納期限**まで に次に掲げる事項を記載した申請 書に減免を受けようとする事由を 証明する書類を添付しておしまする書類を添けい。ただしまければならならればならない。ただずれが見いまする場が明らいまするとが明らかでありている場合は、この限りでない。
 - (1)から(3)まで 略
- 3 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第 9号の2若しくは第12号の固定資 産又は同項第16号の固定資産(独立 行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所におい て直接教育の用に供するものに限 る。)について同項本文の規定の適 用を受けようとする者は、土地につ (8) 特定非営利活動促進法第2条 第2項に規定する**法人**

(9) 略

- 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7 目までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする 事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
 - (1)から(3)まで 略
- 3 略

(固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第56条 法第348条第2項第9号、第 9号の2若しくは第12号の固定資 産又は同項第16号の固定資産(独立 行政法人労働者健康安全機構が設 置する医療関係者の養成所におい て直接教育の用に供するものに限 る。)について同項本文の規定の適 用を受けようとする者は、土地につ いては第1号及び第2号に、家屋に ついては第3号及び第4号に、償却 資産については**同号**及び第5号に 掲げる事項を記載した申告書を、当 該土地、家屋又は償却資産が学校法 人若しくは私立学校法(昭和24年法 律第270号)第152条第5項の法人、 公益社団法人若しくは公益財団法 人、宗教法人若しくは社会福祉法人 で幼稚園を設置するもの、医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の 公的医療機関の開設者、令第49条の 10第1項に規定する医療法人、公益 社団法人若しくは公益財団法人、一 般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非 営利型法人をいう。以下この条にお いて同じ。) に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営 利型法人に該当するものに限る。)、 社会福祉法人、独立行政法人労働者 健康安全機構、健康保険組合若しく は健康保険組合連合会若しくは国 家公務員共済組合若しくは国家公 務員共済組合連合会で看護師、准看 護師、歯科衛生士、歯科技工士、助 産師、臨床検査技師、理学療法士若 しくは作業療法士の養成所を設置 するもの、公益社団法人若しくは公

いては第1号及び第2号に、家屋に ついては第3号及び第4号に、償却 資産については**第4号**及び第5号 に掲げる事項を記載した申告書を、 当該土地、家屋又は償却資産が学校 法人若しくは私立学校法(昭和24年 法律第270号) 第64条第4項の法人、 公益社団法人若しくは公益財団法 人、宗教法人若しくは社会福祉法人 で幼稚園を設置するもの、医療法 (昭和23年法律第205号) 第31条の 公的医療機関の開設者、令第49条の 10第1項に規定する医療法人、公益 社団法人若しくは公益財団法人、一 般社団法人(非営利型法人(法人税 法第2条第9号の2に規定する非 営利型法人をいう。以下この条にお いて同じ。) に該当するものに限 る。) 若しくは一般財団法人(非営 利型法人に該当するものに限る。)、 社会福祉法人、独立行政法人労働者 健康安全機構、健康保険組合若しく は健康保険組合連合会若しくは国 家公務員共済組合若しくは国家公 務員共済組合連合会で看護師、准看 護師、歯科衛生士、歯科技工士、助 産師、臨床検査技師、理学療法士若 しくは作業療法士の養成所を設置 するもの、公益社団法人若しくは公

(1)から(5)まで 略 (固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定により固定資産税の 減免を受けようとする者は、**納期限** までに、とする事項を記載した。 申請書に、その減免を受けようける事項を記載のます。 申請書に、その減免を受ける事項を活力した。 申請書に、おります。 申請書に提出しない。 市長に提出しない。 定資産が同項をいであり、かある。 と認める場合は、この限りでない。 (1)から(5)まで 略 (固定資産税の減免)

第71条 略

2 前項の規定により固定資産税の 減免を受けようとする者は、**納期限 前7日**までに、次に掲げる事項を 載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を うとする事由を証明する計ればなら がして、市長に提出しなが、当該者が ない。ただし、市長が同項各号のいる ない。ただ資産が同項各号のであり、かつ、固定資産税を減免すると認める場合は、この限り でない。

- (1)から(5)まで 略
- 3 略

(種別割の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定**により**種別割の減免 を受けようとする者は、**納期限**まで に、当該軽自動車等について減免を 受けようとする税額及び次の各号 に掲げる事項を記載した申請書に 減免を必要とする事由を証明する 書類を添付し、これを市長に提出し なければならない。
 - (1)から(8)まで 略
- 3 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前年度において同項の規定による種別割の減免を受けて配力にというででででは、当該年度の賦課期日において前項の申請書に記載したというでは、当該年度がおいる。当該年度の動物限までに同項の申請書の提出では、同項の申請書のとみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定**により**種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の

(1)から(5)まで 略

8 略

(種別割の減免)

第89条 略

- 2 前項の規定**によつて**種別割の減 免を受けようとする者は、**納期限前 7日**までに、当該軽自動車等につい て減免を受けようとする税額及び 次の各号に掲げる事項を記載した 申請書に減免を必要とする事由を 証明する書類を添付し、これを市長 に提出しなければならない。
 - (1)から(8)まで 略
- 3 第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前年度による種別割の規定による種別割の減免を受けて同項の規定による種別割の減免を受けて軽自動車等について、当該年度の賦課期日において前項の申請書に記載した事項の規定にかからず、当該年度の納期限前7日までに前項の申請書の提出があつたものとみなして、第1項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定**によつて**種別割の 減免を受けた者は、その事由が消滅 した場合においては、直ちにその旨 を市長に申告しなければならない。 (身体障害者等に対する種別割の

減免)

第90条 略

前項第1号の規定により種別割 の減免を受けようとする者は、納期 限までに市長に対して、身体障害者 福祉法(昭和24年法律第283号)第1 5条の規定により交付された身体障 害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭 和38年法律第168号) 第4条の規定 により戦傷病者手帳の交付を受け ている者で身体障害者手帳の交付 を受けていないものにあつては、戦 傷病者手帳とする。以下この項にお いて「身体障害者手帳」という。)、 厚生労働大臣の定めるところによ り交付された療育手帳(以下この項 において「療育手帳」という。) 又 は精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律(昭和25年法律第123号) 第45条の規定により交付された精 神障害者保健福祉手帳(以下この項 において「精神障害者保健福祉手 帳」という。)及び道路交通法(昭 和35年法律第105号)第92条の規定 により交付された身体障害者又は 身体障害者等と生計を一にする者 若しくは身体障害者等(身体障害者 等のみで構成される世帯の者に限 る。)を常時介護する者の運転免許

減免)

第90条 略

2 前項第1号の規定によつて種別 割の減免を受けようとする者は、納 期限前7日までに市長に対して、身 体障害者福祉法(昭和24年法律第28 3号) 第15条の規定により交付され た身体障害者手帳(戦傷病者特別援 護法 (昭和38年法律第168号) 第4 条の規定により戦傷病者手帳の交 付を受けている者で身体障害者手 帳の交付を受けていないものにあ つては、戦傷病者手帳とする。以下 この項において「身体障害者手帳」 という。)、厚生労働大臣の定める ところにより交付された療育手帳 (以下この項において「療育手帳」 という。) 又は精神保健及び精神障 害者福祉に関する法律(昭和25年法 律第123号) 第45条の規定により交 付された精神障害者保健福祉手帳 (以下この項において「精神障害者 保健福祉手帳」という。)及び道路 交通法(昭和35年法律第105号)第9 2条の規定により交付された身体障 害者又は身体障害者等と生計を一 にする者若しくは身体障害者等(身 体障害者等のみで構成される世帯 の者に限る。)を常時介護する者の

証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1)から(6)まで 略
- 3 第1項第2号の規定**により**種別割の減免を受けようとする者は、**納**期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らか

運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1)から(6)まで 略
- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 略

(特別土地保有税の減免)

第131条の3 略

2 前項の規定により特別土地保有 税の減免を受けようとする者は、**納 期限前7日**までに、次に掲げる事項 を記載した申請書にその減免を受 けようとする理由を証明する書類 を添付して市長に提出しなければ ならない。ただし、市長が、当該者 が所有し、又は取得する土地が同項 各号のいずれかに該当することが 免する必要があると認める場合は、 この限りでない。

(1)から(3)まで 略

3 略

であり、かつ、特別土地保有税を減し明らかであり、かつ、特別土地保有 税を減免する必要があると認める 場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 略

3 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第56条の改正規定は、令和 7年4月1日から施行する。